特定非営利活動法人　新潟水辺の会　定款
（平成 29 年 7 月 29 日一部改正）

第1章　総則

（名称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人新潟水辺の会という。

（事務所）

第2条　この法人は、事務所を新潟県新潟市西区みずき野４丁目７番１５号に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）

第3条　この法人は、会員相互の協力や広範な人々との協働によって、水辺に関わる自然、歴史、文化、生活、風俗、福祉、教育、産業、スポーツ、レクリエーション、災害対応、地域安全、国際交流協力並びに科学技術を探り、これからの水辺の望ましい姿を考え、楽しく生き生きとした美しい水辺づくり、水辺使い、水辺育てを行い、地域内外の水辺の環境改善やまちづくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) まちづくりの推進を図る活動
(4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(5) 環境の保全を図る活動
(6) 災害救援活動
(7) 地域安全活動
(8) 国際協力の活動
(9) 子どもの健全育成を図る活動
(10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条　この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

① 美しい水辺の環境改善事業
② 水害対応や地域安全を含む水辺のまちづくり事業
③ 癒しや福祉、国際交流協力を含む水辺の魅力再生研究事業
④ 水辺にかかわる活動の宣伝事業
⑤ ①から④にかかる受託事業
⑥ 水辺を生かす水辺産業起し事業
⑦ にいがたの水辺賞事業

第3章　会員

（種別）

第6条　この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 賛助会員　この法人の目的に賛助して入会した個人及び団体

2　この定款に定める以外の会員に関する規定は、総会で別に定める。

（入会）

第7条　正会員及びその他の会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書又は電磁的方法をもって入会届を提出し、代表世話人の承認を得るものとする。

2　代表世話人は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3　代表世話人は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第8条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2　年会費の額は、総会で定める。

（会員の資格の喪失）

第9条　正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 三親等以内の親族または法定代理人から申し出があったとき。

(4) 当該年度内に会費の納入がなかったとき。
(5) 除名されたとき。

（退会）

第10条 正会員及び賛助会員は、退会届を代表世話人に提出して、任意に退会することができる。また、健康上の理由等によりやむを得ない場合は、三親等以内の親族または法定代理人の申し出により退会することができる。

（退会勧告）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、世話人会の議決により、退会勧告を行うことができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。
(2) この法人の事業および活動、存続を故意に妨害したとき。
(3) この法人や所属する個人または団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(4) この法人とともに活動にあたる団体や個人の名誉を傷付けたとき。
(5) 既に退会勧告を受けているにもかかわらず、改善や是正がなされないとき。

（除名）

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。
(2) この法人の事業および活動、存続を故意に妨害したとき。
(3) この法人や所属する個人または団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(4) この法人とともに活動にあたる団体や個人の名誉を傷付けたとき。
(5) 退会勧告を累積で 2 回受けたとき。

（名誉会員）

第13条 この法人の事業および活動に対して多大な貢献をした会員に敬意を表するため、当該会員を名誉会員とすることができる。名誉会員の称号については、世話人会の議決により推挙し、総会において承認された会員に対して贈呈することとする。また、名誉会員からは会費は徴収しないこととし、総会における表決権は有しない。なお、名誉会員が次の各号の一に該当するに至ったときは称号を解除することとする。

(1) 本人からの申し出があったとき。
(2) 本人が死亡したとき。

(3) やむを得ない理由により三親等以内の親族または法定代理人からの申し出があったとき。

（拠出金品の不返還）

第14条　既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章　役員及び職員

（種別及び定数）

第15条　この法人に次の役員を置き、世話人をもって特定非営利活動促進法上の理事とする。

(1)　世話人　　10 人以上　20 人以内

(2)　監事　　2 人以内

2　世話人のうち、1 人を代表世話人、若干名を副代表世話人とする。

（選任等）

第16条　世話人及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2　代表世話人及び副代表世話人は、世話人の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は、世話人又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第17条　代表世話人は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2　副代表世話人は、代表世話人を補佐し、代表世話人に事故あるとき又は代表世話人が欠けたときは、代表世話人があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3　世話人は、世話人会を構成し、この定款の定め及び世話人会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　世話人の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　世話人の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、世話人に意見を述べ、若しくは世話人会の招集を請求すること。

（任期等）

第18条　役員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず，任期の末日までに後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

（欠員補充）

第19条　世話人又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第20条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第21条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、代表世話人が別に定める。

（事務局及び職員）

第22条　この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2　事務局長及び職員は代表世話人が任免する。

第5章　総会

（種別）

第23条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第24条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第25条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

(4)　事業計画及び活動予算並びにその変更

(5)　事業報告及び活動決算

(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7)　会費の額

(8)　その他運営に関する重要事項

（開催）

第26条　通常総会は、毎事業年度の終了後２か月以内に開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　世話人会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)　正会員総数の 10 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第 17 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第27条　総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表世話人が招集する。

2　代表世話人は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、すみやかに臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第28条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第29条　総会は、正会員総数の 10 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第30条　総会における議決事項は、第 27 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第31条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第32条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（書面または電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章　世話人会

（構成）

第33条　世話人会は、世話人をもって構成する。

（権能）

第34条　世話人会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4)　事務局の組織及び運営に関する事項

(5)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第35条　世話人会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　代表世話人が必要と認めたとき。

(2)　世話人総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 17 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第36条　世話人会は、代表世話人が招集する。
2　代表世話人は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に世話人会を招集しなければならない。
3　世話人会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）
第37条　世話人会の議長は、代表世話人の指名する世話人がこれに当たる。

（議決）
第38条　世話人会における議決事項は、第 36 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した世話人の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。
2　世話人会の議事は、世話人総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第39条　各世話人の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため世話人会に出席できない世話人は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した世話人は、前条及び次条第 1 項の適用については、世話人会に出席したものとみなす。
4　世話人会の議決について、特別の利害関係を有する世話人は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第40条　世話人会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　世話人総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録は、議長が作成した書面を、出席者に回覧もしくは電磁的方法によって、修

正意見などを求めて確定する。ただし、第 38 条の議決事項に関しては、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）

第41条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収入

(5)　事業に伴う収入

(6)　その他の収入

（資産の管理）

第42条　この法人の資産は、 代表世話人が管理し、その方法は、世話人会の議決を経て、代表世話人が別に定める。

2　前項の議事は、世話人総数の 3 分の 2 以上をもって決する。

（事業計画及び予算）

第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表世話人が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表世話人は、世話人会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第45条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、世話人会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第46条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表世話人が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第48条　この法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終わる。

（臨機の措置）

第49条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、世話人会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において出席した正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3　第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、当法人と同種別の目的を有する特定非営利活動法人、社団法人又は財団法人に寄付するものとする。

（合併）

第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

（公告）

第54条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章　雑則

（細則）

第55条　この定款の施行について必要な細則は、世話人会の議決を経て、代表世話人がこれを定める。

（顧問）

第56条　当会に顧問を置くことができる。

2　顧問は、代表が提案し世話人会で承認を得て依頼する。

3　顧問は、当会からの依頼に応じた課題について提案、提言をおこなう。

4　顧問は、任期を定めない。

5　顧問役解任は両者の協議で決定する。

6　顧問は、会費納入の義務を負わない。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別紙のとおりとする。
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 14 年 12 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 41 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立当初の事業年度は第 46 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 14 年 12 月 31 日までとする。
6. 初年度会費については、前身の新潟の水辺を考える会に平成 14 年会費を納入した者については免除する。
7. この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費　個人正会員　　１口 1,000 円、2 口以上
　　個人賛助会員　１口 1,000 円、1 口以上
　　団体正会員　　１口 5,000 円、2 口以上
　　団体賛助会員　１口 5,000 円、1 口以上

附則

1. この改正定款は、新潟県知事の認証の日から施行する。
2.この定款の施行の際、現に役員である者の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、平成１６年５月３１日までとする。
3.改正後の第４６条の規定にかかわらず、平成１５年１月１日から６月３０日までを一事業年度とし、平成１５年度は、平成１５年７月１日から平成１６年５月３１日までとする。

(平成 21 年 7 月 11 日一部改正)
附則
１．この改正定款は、新潟市長の認証の日から施行する。
（平成 23 年 7 月 9 日一部改正）
１．この改正定款は、新潟市長の認証の日から施行する。
(平成 26 年 7 月 19 日一部改正)
１．この改正定款は、新潟市長の認証の日から施行する。
(平成 28 年 7 月 2 日一部改正)
１．この改正定款は、新潟市長の認証の日から施行する。
(平成 29 年 7 月 29 日一部改正)
１．この改正定款は、平成 29 年 7 月 29 日から施行する。